

【1 分解説】セルフメディケーション税制とは？

総合調査部 政策調査グループ長 水澤 太一

セルフメディケーション税制とは、健康維持や病気予防に積極的に取り組む人が、スイッチ OTC 医薬品（医療用から一般用に切り替わった市販薬）など、厚生労働省が指定した OTC 医薬品を 1 年間に 12,000 円以上購入した場合、その超過分の一部を所得控除できる制度です。控除の対象となる金額は、購入額から 12,000 円を差し引いた額で、上限は年間 88,000 円となります。対象となる医薬品には専用のマークがパッケージやレシートに表示されています。

控除を受けるためには、本人が定期健康診断や予防接種、がん検診などの「一定の取り組み」を行っていることが必要となります。購入した医薬品の費用は本人分だけでなく、生計を一にする家族分も合算して申告できます。ただし、健康診断や予防接種の費用自体は控除の対象外です。

申告の際には、購入した医薬品名や購入日、店舗名を申告書へ記します。また、医薬品購入時の領収書や一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類を 5 年間保存する必要があります。

なお、治療を目的とした自由診療も含めて支払った医療費のうち、1 年間に 10 万円（総所得金額が 200 万円未満の方は総所得金額の 5%）を超えた分を控除できる「医療費控除制度」もありますが、両者を同じ年に併用することは出来ません。どちらか一方を状況にあわせて選択する必要があります。

関連レポート

・「【1 分解説】OTC 医薬品とは？」(2025 年 5 月)

<https://www.dlri.co.jp/report/ld/445025.html>

・「【1 分解説】スイッチ OTC 医薬品とは？」(2025 年 6 月)

<https://www.dlri.co.jp/report/ld/469902.html>